

## 第26回青森県食の安全・安心対策本部会議議事録

### 1 日時

平成29年11月22日（水） 13時30分～14時30分

### 2 場所

ホテルクラウンパレス2階「光峰」  
(青森市本町5-5-4 TEL017-775-1151)

### 3 参加者

青森県食の安全・安心対策本部委員20名（うち代理出席5名）  
県関係課19名

### 4 会議議事概要

#### (1) 開会あいさつ（県農林水産部 油川部長）

本日、委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ「第26回青森県食の安全・安心対策本部会議」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から「攻めの農林水産業」の推進をはじめ、県政の推進に御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

食の安全・安心対策については、「青森県基本計画 未来を変える挑戦」において、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「消費生活と「食」の安全・安心確保」を重要な施策の一つとして位置付けているほか、「攻めの農林水産業推進基本方針」においても、施策の柱の一つに掲げ、県を挙げて取り組んでいるところです。

本日の会議では、「青森県食の安全・安心対策総合指針」の改定（案）について御審議をいただくこととしています。

御審議いただく改定（案）は、前回の本部会議で委員の皆様方に御検討いただいた見直し方向に基づき、庁内関係各課と議論を重ね作成したものです。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜り、食の安全・安心対策推進の拠りどころとなる成案を得たいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### (2) 議長の選出

仮議長である油川部長の進行で、出席委員の互選により上野委員を議長に選出した。

#### (上野議長あいさつ)

前回の会議の様々な意見を受け、青森県食の安全・安心対策総合指針の平成30年度から5年間の基本方針について修正案をご審議いただき、パブリックコメントに向けた最終的な意見交換となります。皆様のご協力をお願いします。

#### (3) 案件

ア 青森県食の安全・安心対策総合指針の改正（案）について  
(資料1を使いながら資料3を基本的な資料として説明)

本日の会議は指針改定に向けた最後の会議となりますので、具体的な内容に入る前に、指

針改定の考え方及びこれまでの動きについて説明します。

<指針改定の考え方>

- ・基本方針の基本的な推進方向は継続して取り組むこととし、行動計画及び推進目標については、食の安全・安心を巡る情勢の変化に対応して整理・再設定することとしています。

<これまでの動き>

- ・昨年8月に行われて本部会議において、委員から出されました意見・要望等は2ページ目に記載しています。
- ・委員からの意見を基に、総合指針の骨子案を作成し、前回7月会議においてお謀りし、いただいた意見等が3ページになります。
- ・本日は、前回7月にいただいた内容について、確認のために説明するほか、改めていただいた意見や県庁の関係課からの追加修正意見を踏まえ説明します。

<具体的な修正内容>

(ア) 基本方針Ⅰ 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

①行動計画の見直し

行動計画1は、生産者の意識をより主体的なものとして徹底するため、生産者の自己管理意識の「高揚」から自己管理の「徹底」に修正。

②重点取組の追加・修正

- ・行動計画1の重点取組④は、生産者の自己管理を徹底するための「GAPの取組による安全・安心な生産基盤の確保」と⑤に昨年度に発生した鳥インフルを教訓に「高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防の徹底」を追加。
- ・行動計画2の重点取組①は、生産者が関係法令に基づき取り組むため、これまでの周知・徹底ではなく、「栽培の徹底」に修正。  
また、生産者自らが薬剤耐性菌の動向を把握することは管理の徹底を図る上で重要となることから、⑧「畜産分野における薬剤耐性菌の把握と適正使用の徹底」を追加。
- ・行動計画3の重点取組⑤は、生産者が取り組むため、資源循環システムづくりを「推進」するのではなく「確立」に修正。⑥も、循環型農業生産の「推進」ではなく「実践」に修正。また、行動計画6の重点取組②も「普及」ではなく「導入」に修正。
- ・行動計画4の重点取組①は、県では「青森県GAP規範」を策定し、本格的にGAPの取組を推進していることから、生産者がGAPに取り組むことを明確にするため、「青森県GAP規範に基づく「GAPをする」と、GAP認証を取得する「GAPをとる」の実践に修正。

(イ) 基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

①行動計画の見直し

- ・行動計画1は、食品表示制度の改正を受け、衛生管理・適正表示意識の「高揚」から、より具体的に「衛生管理の徹底と適正食品表示の実践」に修正。
- ・行動計画2は、内容文の冒頭に「食のグローバル化を見据えた」の一文を追加。

②重点取組の追加・修正

- ・行動計画1の重点取組②は、食品表示制度の改正に伴い、食品衛生法やJAS法・健康増進法を総称して「食品表示法など」に修正。  
また、④については、直接研修会を実施するのではなく、行政等が実施する研修

会への「参加」に修正。

- ・行動計画2の重点取組③は、HACCPの義務化に対応するため、より具体的に、「衛生管理計画の作成と実践」に修正。

また、⑦は、委員から東京オリパラの表現について指摘があったため、「インバウンドの増加に対応した安全・安心の提供」とし、⑧についても、委員から食品ロスは食品関係事業者にも共通する項目との指摘があったため、「食品ロスの防止」を追加。

(ウ) 基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

①行動計画の見直し

- ・行動計画3は、消費者の食品ロスの削減を図るため、「食品の計画的な購入」を追加。

②重点取組の追加・修正

- ・行動計画2の重点取組②は、消費者が取り組むため、パンフレット、広報誌、インターネット等を利用した「情報提供」ではなく、「情報等の収集」に修正。また、行動計画4の②も、生産者等との意見交換会の「開催」ではなく、「参加」に修正。
- ・行動計画2の重点取組④は、県が推進している「健康長寿県の実現に向けた県産野菜等を取り入れたバランスの良い食生活の実践」を追加。
- ・行動計画3の重点取組③は、消費者自らが取り組むべき事項として「家庭における食品ロスの削減」を追加。
- ・行動計画6の重点取組④は、前回、委員から学校給食の推進に係る行動計画がないとの指摘を受け、「学校給食における県産食材の利用拡大」を追加。

(エ) 基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

①行動計画の見直し

- ・行動計画1の考え方に、HACCPの義務化を踏まえた取組として、「食品取扱施設におけるHACCP認証導入及び実践を積極的に支援します。」を追加。
- ・行動計画3の考え方に、食品表示制度の改正に伴い、見直し(案)にあるとおり、「食品の不適正な表示や偽装表示により、消費者に誤認や不利益を与えないため、食品表示法等の関係法令に基づく適正な食品表示や米トレーサビリティ法に基づく米穀等の適正表示及び適正流通などの遵守の徹底を図ります。」と文書全体を修正。

②重点取組の追加・修正

- ・行動計画1の重点取組として、HACCPを積極的に推進するため、⑤に「A-HACCP認証によるHACCPの考え方の普及」、⑥に「HACCP認証の導入及び実践を支援」を追加。
- ・行動計画3の重点取組①は食品表示制度の改正に伴い、現行の食品衛生法・JAS法・健康増進法を「食品表示法」に修正。
- ・重点取組③は文言の順番を変更。
- ・行動計画4の重点取組の現行②「県内流通加工食品等の収去検査の実施」については、H29.3.24付けで改正されたガイドラインで、流通加工食品は検査対象品目から外されたため削除。

(オ) 基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

①行動計画の見直し

- ・行動計画3は、全国食品安全自治ネットワークが解散し、内閣府食品安全委員

会との連携を強化するため、国との連携を図ることから、他都道府県のあとに「等」を追加。

②重点取組の追加・修正

- ・行動計画3の重点事項①は全国自治ネットワークが解散したため、「内閣府食品安全委員会」に修正。

(カ) 基本方針VI 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

①行動計画の見直し

- ・行動計画1の考え方に、「食のグローバル化も踏まえた」の一文を追加。

②重点取組の追加・修正

- ・行動計画1の重点取組⑥は、輸入食品に関する正しい情報の提供を図る観点から、「国際化の進展により増加する輸入農林水産物の情報提供」を追加。
- ・行動計画2の重点取組⑤は、近年食を取り巻く情勢で問題となり、注意喚起が必要となる「食品ロスの削減に向けた情報の提供」を追加。

【委員からの質問・意見】

【上野議長】

基本方針のIから順番に御質問・御意見等を伺っていきたいと思います。

まずは、基本方針Iの生産者側の取組に関することについて御意見・御質問はありますでしょうか。特に生産関係の委員の皆さんから御意見をいただきたいと思えます。

【山内委員】

- ・高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防の徹底については、各県民局単位で積極的に毎年何回か演習を行っており、熟知してきたと思いますが、資料4の中の44ページに口蹄疫のことが大きく載せてあります。この中で、下段の3行で、対策マニュアルを策定していることは承知していますが、各地での防疫演習を毎年実施しているとありますが、本当に県内で実施しているのか、聞いたことがありません。せめて、実働演習は難しいため、関係者一同に介しての机上演習を早くやっていただきたいと申し上げてきたのですが、事実と違っていたら、いっとういった演習を行っていたのか。毎年実施していますと書いていますので、これについてお知らせ願います。

→畜産課

口蹄疫につきましては、前回の会議でも山内委員から指摘を受けております。

各地域では、防疫演習は行っていませんが、各地域の防疫研修等で情報の提供は行っています。県の演習につきましては、前回の会議では、高病原性鳥インフルエンザのマニュアル改正を今行っていることから、それが済んでから県としても行いたいと回答したのですが、鳥インフルエンザのマニュアルについては、10月に改正し、現在関係団体等、相手方との調整を行っています。日程的なことはいえませんが、年度内には口蹄疫関係の机上演習といえますか情報提供を行うことを計画しています。

【山内委員】

- ・情報提供だけでなく、せめて、関係者等が一同に介し、発生したらどういう手順でどういったことをやっていくのかということをやらなければ、もし発生した場合にはかなり手間取るのではないかと。宮崎の例を挙げるまでもなく、相当苦勞

したようです。やはり、日本で発生し、周辺国でも発生しているので、出てからでは遅いので、最低限、出た場合はどうするのかということだけは、鳥よりは大きいわけですので、その辺も含め、情報提供だけではなく、実際出た場合にどう対応していくのかをはっきりさせなければいけない。人体にはそれほど影響はないことは知っているが、風評被害とか経済的損失が大きいので、防いでいかなければいけないということを考えないといけない。年度内という話ですが、情報提供だけではなく、せめて机上演習は実施して欲しい。これは要望です。

**【上野議長】**

- ・防疫演習を毎年実施していますと書いていますので誤解もあると思いますが、対応をよろしくをお願いします。

**【川村委員】**

- ・言葉の使い方ですが、行動計画2の⑧抗生物質とありますが、抗菌剤としたほうが表現としてふさわしいと思いますがどうでしょうか。

**【上野議長】**

- ・抗菌剤のほうがふさわしいです。

**【熊木委員】**

- ・GAPのことについて、いろいろ書かれています、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、青森県の県産品を売り出す絶好のチャンス。この中で、GAPの取得が必要で、ただし、GAPの取得にはかなり高いハードルがあると聞いています。水産物についても、今、GAPの取得ではなく、行政機関の資源管理計画に沿って漁獲された水産物については、MSCという承認を受ければ今のオリンピックにも調達が可能と聞いていますが、この辺の関連と、今回この指針に盛り込むことを考えれば、GAPだけではなく、MSCという項目を入れてはと思います。

**【上野議長】**

- ・水産物関係のGAPに変わるMSCはどうなのかというお話ですが、事務局では、いかがでしょうか。

→水産振興課

MSCについて、資料を持ってきていないので、後ほど回答でよろしいでしょうか。

**【熊木委員】**

- ・はい、調整段階ということで私も聞いていますが、その辺をあまり時間も無い状況での対応になると思うので、調べながら進めて欲しいと思います。

**【上野議長】**

- ・それでは、基本方針Ⅱの食品事業者の取組に関して御意見等をお願いします。

**【川村委員】**

- ・行動計画2の⑦⑧について、前回、インバウンドという提案をしましたが、改めて見ると、インバウンドという言葉よりは、訪日、来日という言葉の方がいいのではないかと思います。もちろんこれは、食の安全・安心の提供な訳ですから、どこに入れるかは別にしても「県産食材の提供」といった具体的な言葉を入れた方がわかりやすいと思います。

それと⑧は、食品関係事業者に求めるわけですが、食品ロスの防止の記載は、以降において、基本方針Ⅲの行動計画3の③、それと基本方針Ⅵの行動計画2の⑤で削減という言葉を使っている、統一すべきと考えます。消費者に削減を求

めるのであれば、食品事業者に防止では弱いと思います。みんな同じでいいのではと思います。

【上野議長】

・インバウンドを訪日、来日等の表現にするについては、後ほど検討するという  
ことでいいでしょうか。

→食の安全・安心推進課

はい。

・⑧の食品ロスの防止と削減についてはどうでしょうか。

→食の安全・安心推進課

「削減」に統一します。

【上野議長】

・基本方針のⅢの消費者の取組に関して御意見等をお願いします。

・意見なし

【上野議長】

・基本方針のⅣの行政の取組に関して御意見等をお願いします。

【川村委員】

・行動計画1の⑤は、認証制度を理解することで、HACCPの理解を深めるとい  
うことでよろしいですか。それと、認証取得推進はどのような理解をすればよろ  
しいでしょうか。

→保健衛生課

認証制度があるということを理解していただくというよりも、HACCPと  
いう認証に取り組んでいただくことで、HACCPの裾野を広げたいという考  
え方です。

・そうしますと、食品製造業の事業者の方には是非とも取得をしてくれという行動  
計画になりますか。

→保健衛生課

取り組んでいただきたいということです。

・そうしますと、ここはもう少し具体的に、認証取得の推進とか増加とかを入れたほ  
うがいいかと思います。

【上野議長】

・A-HACCP認証取得の推進によるという感じですね。

【川村委員】

・その方がわかりやすいのではと私は思います。

→保健衛生課

文言のほうはもう少し考えさせていただいて、もう少しわかりやすい表現を  
考えたいと思います。

【上野議長】

・基本方針Ⅴの緊急時における対応について御意見等をお願いします。

・意見等なし

【上野議長】

・それでは、最後の基本方針Ⅵについて御意見等をお願いします。

・前回の会議でかなり質問が出て反映させていただきましたのでよろしいでしょ  
うか。それでは、各委員から貴重な意見が出されましたので、意見を反映させた形

でパブリックコメントの実施をお願いします。

**【上野議長】**

- ・それでは、その他として参考資料1 アンケートの見直しについて事務局からお願いします。

**【食の安全・安心推進課】**

- ・前回の会議でアンケートの見直しの話があり、参考資料1 のとおりアンケートの内容を見直ししましたのでお知らせします。

(3) 閉会あいさつ（県農林水産部 油川部長）

それでは、最後に改めてお礼申し上げます。前回に引き続き今回の結果につきまして、大分細部にわたって総合指針の内容を詰めることができたと思っています。

また、本日お答えできなかった点につきましても、後日改めて確認をして今後の指針に反映させていきたいと思えます。それでは、この案につきましては、今後、成案となるよう努めた上で、パブリックコメントなどを経て最終的なものに仕上げたいと考えていますので引き続き皆様のご指導・ご支援をよろしくお願いします。本日はありがとうございました。